

事務連絡
令和2年1月31日

一般社団法人 日本造船工業会 担当者 殿
一般社団法人 日本中小型造船工業会 担当者 殿
一般社団法人 日本造船協力事業者団体連合会 担当者 殿
一般社団法人 日本舶用工業会 担当者 殿
一般社団法人 日本マリン事業協会 担当者 殿
一般財団法人 舟艇協会 担当者 殿
一般財団法人 日本造船技術センター 担当者 殿
公益財団法人 マリンスポーツ財団 担当者 殿
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会 担当者 殿
一般財団法人 沿岸技術研究センター 担当者 殿
公益財団法人 日本適合性認定協会 担当者 殿
一般社団法人 日本船舶電装協会 担当者 殿
一般社団法人 日本舶用機関整備協会 担当者 殿
一般社団法人 日本船舶品質管理協会 担当者 殿
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局 担当者 殿
一般財団法人 日本舶用品検定協会 担当者 殿
一般財団法人 日本海事協会 担当者殿
アメリカン・ビューロー・オブ・シッピング 担当者殿
DNV GL AS 担当者殿
ロイドレジスター・グループリミテッド 担当者殿
中国船級社 担当者殿

国土交通省海事局
安全政策課危機管理室

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について（周知）

現在、武漢市において発生している新型コロナウイルスについては、令和2年1月21日「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する閣僚会議」が開催され、「新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について」が決定されました。

つきましては、感染を予防するため、咳エチケットや手洗い等の対策について、感染拡大の防止を行っていただきますよう、傘下事業者等に周知をお願いいたします。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合には、速やかに医療機関へ連絡のうえ受診いただくことにつきましても、傘下事業者等に周知いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

なお、当該感染症については、令和2年1月28日に「新型コロナウイルス感染症を指定感染

症として定める等の政令」及び「検疫法施行令の一部を改正する政令」が公布され、「指定感染症」及び「検疫感染症」として指定されることとなりました。本政令の施行は令和2年2月1日となっております。これら指定がなされることにより、診療時の患者への入院措置や公費による適切な医療の提供、検疫時の質問、診察、検査の対応など所要の措置が強化されることとなります。

〈参考〉

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について)

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省ホームページ

(中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(新型コロナウイルスに関する Q&A)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_000

○政令掲載の官報 (厚生労働省ホームページより)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000589748.pdf>

○指定感染症及び検疫感染症について (厚生労働省ホームページより)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000589260.pdf>

国土交通省海事局安全政策課危機管理室

担当：宮岡 miyaoka-s2wr@mlit.go.jp

澤本 sawamoto-t2b2@mlit.go.jp

脇野 wakino-s2nx@mlit.go.jp

電話：03-5253-8111(代表) (内線 43263,43264,43269)

03-5253-8616(直通)